

長第332号
令和7年6月16日

介護職員等処遇改善加算
承認事業者代表者 殿

徳島県保健福祉部長寿いきがい課長
(公 印 省 略)

令和6年度介護職員等処遇改善加算等の実績報告書について（通知）

日頃は、本県の介護保険業務の推進に御協力いただきありがとうございます。

さて、令和6年度の介護職員等処遇改善加算（令和6年4月及び5月については介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算）は、令和6年4月から令和7年3月までの介護保険サービス提供分について支給されております。

貴事業者におかれましては、当該加算の活用により、介護職員等の賃金改善を実施していただいているところですが、その改善状況を県に報告する必要があります。

つきましては、令和7年7月31日（木）までに令和6年度分に係る実績報告書をメールにて提出していただきますようお願いいたします。

なお、既に御承知のとおり、処遇改善加算を受けるためには、賃金改善額が加算額を必ず上回ることが要件となっております。

加算の要件を満たさない場合については、不正請求として、加算額の全額が返還対象となる場合がありますので、御注意ください。

担 当 在宅サービス指導担当
電 話 088-621-2214
ファクシミリ 088-621-2840

令和6年度介護職員等処遇改善等実績報告書について

1 提出期限

令和7年7月31日（木）（必着）

2 提出書類

- 介護職員等処遇改善加算等 実績報告書（別紙様式3-1）
- 介護職員等処遇改善加算等 実績報告書（個表・令和6年4・5月分）（別紙様式3-2）
- 介護職員等処遇改善加算等 実績報告書（個表・令和6年6月以降分）（別紙様式3-3）

※ 実績報告書に係る説明、様式等は、県ホームページ「介護保険についてのお知らせ」→「重要情報」→「令和6年度介護職員等処遇改善加算等の実績報告書の提出について」に掲載しております。

アドレス：<https://www.pref.tokushima.lg.jp/kaigohoken/>

3 提出方法および提出先

提出方法：原則メール（総合事業における介護予防相当サービス等、市町村所管のサービスについては、各市町村に提出してください。）。

提出先アドレス：zaitaku_kaigo@mail.pref.tokushima.lg.jp

メールの件名：「（法人名）令和6年度処遇改善実績報告書」

※件名の先頭に「法人名」を入れてください。

※なお、データに修正があった場合は、法人名のあとに修正分であることを追記のうえご送付ください。

※メールでのご提出が難しい場合は、下の住所まで郵送してください。

〒770-5870

徳島市万代町1丁目1番地

徳島県 長寿いきがい課 在宅サービス指導担当

4 注意点

- ・保険請求分にかかる加算額については、毎月国保連合会から送付される「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」を参考にしてください。（注：総額のお知らせには、利用者の負担も含めた10割分の金額が記載されております。）
- ・給与明細や勤務記録等、実績報告の根拠となる資料は、指定権者からの求めがあった場合に速やかに提出できるよう、適切に保管しておいてください。なお、根拠となる資料は、5年間保存する必要があります（介護保険法施行条例第5条等 H26.4.1 施行）
- ・別紙様式3-1における「2 実績報告について（2）②（ア）～（オ）」には加算を取得する前年度（令和5年度）の実績値を記載してください。